／新聞製作／１３／３１８６／３面／３面 Page 3 出力日時 2015年10月 8日16時45分51秒 (1)

運動強め共同広げよう

国民多数の反対を無視し、安倍自公政権が無理やり成立させた戦争法。今後のたたかいの展望を、神戸女学院大学教授（経済学）の石川康宏さんに寄稿していただきました。

神戸女学院大学教授 石川 康宏さん

戦争法廃止の政府めざし

異常な法律の異常な「成立」

9月19日、安保法制―戦争法が「成立」しました。これは明らかに異常な事態です。というのは、それが第一に圧倒的多数の憲法学者、弁護士、歴代内閣法制局長官、元最高裁長官や判事らが指摘したように、憲法に反しており、第二に「今国会で決める必要はない」という各種世論調査が示した主権者たる国民の意思に反しており、第三に国会運営のルールを踏みにじるやり方で「成立」させられたものとなっているからです。安倍自民・公明政権による暴挙というしかありません。

ルール違反で特に酷かったのは、9月17日の参院特別委員会での「採決」でした。何度動画を確認しても、鴻池委員長が何を採決すると宣言したのか、それに応じて誰が、何人同意したのかが、まったく分かりません。実際、その瞬間の議事録（未定稿）には「（発言する者多く、議場騒然、聴取不能）〔委員長退席〕午後四時三十六分」と書かれているだけで、採決の確認は記載されていないのです。一体、これのどこが採決なのでしょう。その後の参議院の本会議は、このような内容不明の採決を前提にしたものでした。

9月18日には、弁護士有志225人が「参議院特別委員会の議決は不存在とみるしかないので、審議を再開してください」という声明を発表しました。また9月19日には、東京大学名誉教授の醍醐聰さんが「『安保関連法案の採決不存在の確認と法案審議の再開を求める申し入れ』への賛同のお願い」を呼び掛けると、賛同者は5日間で3万2000人を超えました。この動きを報じた「東京新聞」（9月22日付）は、見出しに「安保法案どさくさ採決は認めない」と書きましたが、私もまったく同意見です。

戦争法廃止、閣議決定撤回のための暫定政府樹立を訴える石川教授

圧倒的世論が野党を動かす

正常取り戻す政府つくろう

この間の学習会で「法案がもし成立したら、どうするか」との質問に、私は次のように答えてきました。具体策としては、①自衛隊の「派兵」を許さない運動をさらに②違憲立法審査を求める取り組みを③賛成議員に対する落選運動の三つを示し、その上で④北東アジアの平和共同論の具体化を⑤「立憲主義を守れ」の声は「憲法どおりの日本」を求める運動の入口⑥市民、学者、弁護士等これまでになく「個」が立ち上がっていることの歴史的な意義―などを語ってきました。

その後、政府が「安保関連法案は成立した」と主張する今日の段階に至り、運動は私の見通しを超えて、より根本的な課題を前面に押し出すようになっています。これを廃止、撤回する暫定政府の樹立という問題です。

早稲田大学大学院教授の長谷部恭男さんは、9月18日付の「東京新聞」でこう語りました。「これからどうたたかっていくか。最後は政権を変えるしかないと思う。今回の安保法制を廃止する法案を提出して成立させるだけでは駄目で、集団的自衛権行使を容認した閣議決定を『間違っていた』と、元にもどしてもらわないといけない」。

「安全保障関連法に反対する学者の会」の広渡清吾さん（東京大学名誉教授、日本学術会議前会長）も、9月20日の記者会見で「反対運動を豊かに発展させて国民多数の意思を国会の多数にし、そこに立つ政権を誕生させ、安保法を廃止し閣議決定を撤回させる」と語りました。

①安保法を廃止し、②閣議決定を撤回させるため、安倍内閣に代わる新しい政府をつくることが、取り組みの課題として広く指摘されるようになったのです。

その思いと響き合う、これまでにない動きが政党の側にも現われました。9月19日に、日本共産党が「戦争法（安保法制）廃止の国民連合政府」の実現を呼び掛けたのです。内容は、①戦争法（安保法制）廃止、安倍政権打倒のたたかいをさらに発展させようとした上で、②戦争法廃止で一致する政党・団体・個人が共同して国民連合政府をつくろう③「戦争法廃止の国民連合政府」で一致する野党が、国政選挙で選挙協力を行おう―とするものです。

記者会見での質疑ともあわせて、同党の志位和夫委員長は、①大臣ポストの獲得を共同の条件にしない②参議院選挙を待たず衆議院の解散・総選挙を求めていく③政党だけでなく「すべての団体・個人」と力を合わせる④課題を達成した後の政治は、解散・総選挙での国民の審判に基づくものとする―などを明らかにしました。

このような政府を実現する上で、何より重要なのは国民の世論と運動です。「戦争法案を廃案に」という取り組みは、最終盤に向けて、野党の共同と団結の本気度を深めさせました。それをさせたのは、何より圧倒的な世論が示した国民自身の本気の姿勢でした。「戦争法案絶対反対」「安倍はやめろ」「賛成議員は震えて待て」という国民の本気の声が、廃案に向けた一点での共同をあれだけ力強いものとさせたのです。

「憲法守る政府をつくろう」「平和を守る政府をつくろう」「憲法かえせ、平和をかえせ」―この声をどれだけ大きなものにしていけるか。ここに私たちが直面している課題の核心があるといえるでしょう。

……

いしかわ・やすひろ 1957年、北海道出身。京都大学大学院経済学研究科後期博士課程単位取得退学。『社会のしくみのかじり方』『「おこぼれ経済」という神話』『21歳が見たフクシマとヒロシマ』など著書・共編著多数

国会で多数派築こう

小規模基本法に基づく施策を求めた西都民商と市の懇談

中小業者施策拡充を

宮崎・西都民商 実態示し市交渉

宮崎・西都民主商工会（民商）は9月4日、小規模企業振興基本法（小規模基本法）に基づく中小業者施策の拡充と地域経済振興を求め、西都市と懇談をしました。本部真一民商会長、宮崎県商工団体連合会（県連）の永峰美吉会長ら5人が参加しました。

懇談では、「金融円滑化法が終了し、元金据え置き利払いだった中小業者が、金融機関から元金の一括返済を求められている」などの実態を訴え、「県の制度を参考に借り換えや一本化などにより、事業を継続できるようにしてほしい」と要望。地方税の換価の猶予制度に申請型を創設する点について、中小業者・市民が利用しやすい申請書などの工夫をするよう求めました。また、「地域住民生活等緊急支援のための交付金」は、地域循環や子育てをしやすい環境づくりに使うよう訴えました。

市は「小規模基本法に関わる条例や基本計画は、商工会議所と協議会を立ち上げる準備段階。趣旨については受け止め、参考にしたい」と回答。

民商は、消費税増税、マイナンバー制度、所得税法第56条問題についても中小業者の現状を説明し、市民の生活と営業を守るために自治体としての役割を発揮するよう重ねて求めました。

（西都・菊池亨通信員）

活用しよう法人決算パンフ 1

税理士 菅 隆徳

『その気になれば誰でもできる小法人の決算・申告』（全商連発行）パンフを活用した学習会が各地で行われています。パンフは民主商工会（民商）会員が正しい決算・申告の力を身に付け、自信を持って確定申告ができるように作成したものです。パンフの内容について、作成に関わった菅隆徳税理士の解説を連載します。

月次決算から始めよう

私の知り合いに防災設備の点検・工事業をやっているS社長（65）がいます。この社長が昨年一念発起。税理士の応援で、自分でパソコン入力をやり、1年がかりで毎月正確な試算表が独力でできるようになりました（表）。

「昔は経理のことは税理士さんに任せっぱなしで、売り上げを上げることばかりを考えていました。頑張って売り上げが5億円になった時、突然銀行の貸しはがしに遭い、倒産の瀬戸際まで行きました。死のうと思ったこともあります。考えてみれば私も悪いのです。頭は売り上げのことばかりで、経費がどのくらいかかって、毎月利益はどれだけ出ているのか、全くつかんでいなかったのです。それから死に物狂いで働いて、ようやく1億円あった債務も返済して、人も育ってきました。それで会社の数字のことをもっとしっかりつかんでやっていこうと勉強を始めたんです」

S社長は今では毎月の損益をしっかりつかんでいます。売掛金も買掛金も相手先ごとに補助コードで管理。預金口座も、これは入金の口座、これは支払いの口座、これは資金をためておく口座と決めて管理しています。

「社長が数字のことが分からなかったら、従業員にもちゃんと説明できないから、社長だけがもうけているのかなって思われちゃいますよ」と笑っています。

小法人の場合、その気になれば誰でも、決算申告も自分でできるようになれます。自主記帳・自主計算はパソコン会計を活用することで飛躍的に前進しています。

自分で勉強してマスターしようというのが前提です。でも民商だからこそ「その気になれば誰でもできる」なのです。民商は助け合いの組織です。自主計算・自主申告の活動をやっています。すぐれた先輩たちや事務局員もたくさんいます。パソコンが苦手でも大丈夫です。分からないところは聞きながら進め、みんなで学習しながら進めていけばいいのです。

人によっては、決算は1年分まとめてやります。決算が近づくと頭が痛いですと言っている人がいます。これは駄目です。しっかり毎月、月次決算をやっていきましょう。毎月、1カ月間の取引をすべてパソコンに入力し、試算表を作成する作業を月次決算といいます。

月次決算を行うことにより、①会社の実績（利益は出ているか、資金繰りはどうか）を素早くつかむことができます②試算表を分析して経営上の問題点を検討し、迅速に対策を立て実行できます。

表 S社の試算表の損益計算書（平成27年1月度） 税込 単位:円

勘定科目	前月繰越	当月借方	当月貸方	当月残高	対売上比
売上高	30,738,330	8,970	3,413,960	34,143,320	100.00
売上高合計	30,738,330	8,970	① 3,413,960	⑤ 34,143,320	100.00
期首商品棚卸高	0	0	0	0	0.00
当期商品仕入高	0	0	0	0	0.00
合計	0	0	0	0	0.00
期末商品棚卸高	0	0	0	0	0.00
商品売上原価	0	0	0	0	0.00
期首製品棚卸高	0	0	0	0	0.00
当期製品製造原価	16,625,419	2,346,514	114,780	18,857,153	55.23
合計	16,625,419	2,346,514	114,780	18,857,153	55.23
期末製品棚卸高	0	0	0	0	0.00
製品売上原価	16,625,419	2,346,514	114,780	18,857,153	55.23
売上原価	16,625,419	2,346,514	114,780	18,857,153	55.23
売上総損益金額	14,112,911		② 1,173,256	15,286,167	44.77
役員報酬	7,950,000	1,450,000	0	9,400,000	27.53
荷造運賃	9,755	410	0	10,165	0.03
交際接待費	428,417	21,510	0	449,927	1.32
旅費交通費	139,780	10,000	0	149,780	0.44
通信費	437,302	65,316	0	502,618	1.47
車両維持費	57,210	0	0	57,210	0.17
家賃地代	600,000	100,000	0	700,000	2.05
事務用品費	34,698	2,795	0	37,493	0.11
支払手数料	28,295	4,390	1,680	31,005	0.09
租税公課	5,575	3,900	0	9,475	0.03
支払保険料	272,877	119,802	0	392,679	1.15
管理諸費	524,702	36,750	0	561,452	1.64
諸会費	168,200	29,700	0	197,900	0.58
図書費	45,870	7,645	0	53,513	0.16
備品費	36,080	0	0	36,080	0.11
雑費	21,742	0	0	21,742	0.06
教育研修費	72,500	15,908	0	88,408	0.26
販売管理費計	10,833,003	③ 1,868,126	1,680	12,699,449	37.19
営業損益金額	3,279,908		-693,190	2,586,718	7.58
受取利息	880	0	0	880	0.00
雑収入	1,451	0	0	1,451	0.00
営業外収益合計	2,331	0	0	2,331	0.01
営業外費用合計	0	0	0	0	0.00
経常損益金額	3,282,239		-693,190	2,589,049	7.58
特別利益合計	0	0	0	0	0.00
特別損失合計	0	0	0	0	0.00
税引前当期純損益金額	3,282,239		-693,190	2,589,049	7.58
当期純損益金額	3,282,239		④ -693,190	⑥ 2,589,049	7.58

消費税率8%の負担無視できず

臨時給付金を国が支給

市町村に問い合わせ・申請を

政府は2014年4月の消費税率8%への引き上げによる影響を緩和する臨時措置として「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」を支給します。

この措置自体、「低所得者ほど負担が重い」という消費税の逆進性を国が認めたもので、一定の配慮をせざるを得なくなったことの表れです。給付を受けるためには申請が必要なので、忘れずに申請しましょう。給付の対象・内容・手続き方法・受付期間は以下の通りです。

◆臨時福祉給付金

支給額は一人につき6000円です。

「2015年度分の住民税が課税されない人」が対象です。ただし、課税者の扶養となっている人や生活保護受給者は対象外となります。15年1月1日の時点で、「住民票がある市町村」へ申請します。

◆子育て世帯臨時特例給付金

支給額は対象児童一人につき3000円です。

「15年6月分の児童手当を受給する人、もしくは受給の条件（所得が一定額未満）を満たす人」が対象で、生活保護や、臨時福祉給付金と併用して受け取ることも可能です。ただし、特例給付（児童手当の所得制限限度額以上の人に、児童1人当たり月額5000円を支給しているもの）を受給する人は対象外です。15年6月分の「児童手当を受給する市町村」へ申請します。

◆受付期間など

申請受付期間や申請方法は各市町村によって異なりますが、多くは11月末日まで受け付けており、申請書に必要事項を記入し提出します。また、配偶者からの暴力等を理由に避難している人は、届け出をすることで住民票のない市町村でも申請・受給が可能です。詳細は各市町村へ問い合わせを。

ミニ情報

調査

「正社員ゼロ」「生涯派遣」との反対の声が広がる中、政府は9月11日、派遣法「改正」案を強行可決。派遣社員の67%は同法に反対していたことが日経新聞などの調査で明らかに（9月1日、20代以上の派遣社員・契約社員1183人）。反対の理由は「派遣社員の地位向上にならない」が最多。「派遣が固定化する」「契約更新されない可能性がある」などが続いた。今後、正社員を希望した人は65%に上った。

観光

秋のレジャーに自転車でびわ湖を回ってみませんか―。滋賀県（土木交通部交通戦略課、☎077・528・3684）は9月～11月の土・日・祝日限定で「米原駅発のびわ湖1周サイクリング〝ビワイチ〟」を開始した。地域の名所を移動する間に景色を楽しむサイクルツーリズムを推進しようというもの。お気に入りのスポットを発見しながら地域をより深く知る地域おこしの手法の一つとして注目されている。レンタサイクルで、びわ湖1周約200キロのサイクリングを気軽に体験してもらおうと、湖北や湖東の所定の場所での乗り捨ても可能に。貸出時間は9時～17時。場所は米原駅西口ロータリー付近、料金（ヘルメットやサドルカバーなど含む）は1日3000円～（要予約）。

統計

大学と短大の7割近くが、就職活動中の学生から企業のハラスメントを受けたと相談されていたことが、文科省の調査で分かった。内定と引き換えに就活を終えるよう迫られる「就活終われハラスメント」（オワハラ）の実態が明らかに。「面接で内々定を出す代わりに他企業に断わりの電話をするよう強要」「（選考が解禁になる）8月1日に合わせて合宿参加を義務付けられた」など。学生への調査（来春卒業予定の3934人）では、7・8%がオワハラを経験したと答えた。

(株)きかんし 制作部 SUPER DIGITORIAL/EX V120